

松江市告示第 44 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項の指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 1 月 27 日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業	事業の主たる対象者	事業所番号
特定非営利活動法人プロジェクト ゆうあい 松江市北堀町 35-14	相談支援事業所ゆうあい 松江市北堀町 35-14	令和 3 年 2 月 1 日	計画相談支援 障害児相談支 援	特定なし	3230100269 3270100187